

売掛金債権等が50万円未満の場合

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

年 月 日

(あて先)
仙 北 市 長【住所】
個人:事業所所在地
法人:本店所在地
【代表者名】
個人:氏名
法人:役職 代表者氏名

申請者

住 所 秋田県仙北市角館町中菅沢81-8

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

仙北 太郎

申立て事業者を記載してください

私は 株式会社せんぼく市役所 が、令和 8 年 7 月 1 日 (注1) 再生手続開始 の申立てを行つたことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金等の回収が困難となつたため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 株式会社せんぼく市役所 に対する売掛金等 1,000,000 円
うち回収困難な額 (50万円以上) 300,000 円

2 株式会社せんぼく市役所 に対する取引依存度 40.0 % (A/B)
A 令和8年2月 1 日から 令和8年7月31日までの株式会社せんぼく市役所 に
対する取引額等 400,000 円
B 上記期間中の全取引額等 1,000,000 円

(注1) _____ には「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し、保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

仙北市長 田口 知明